

青森県報

第四千一百一十号

平成二十八年
一月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開

右 同 (水産振興課) …… 一

漁業の許可等の申請期間 (同) …… 一

道路の供用の開始 (道路課) …… 二

大規模小売店舗の変更の届出 (商工政策課) …… 二

公 告

青森県告示第五十一号

告 示

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 勢州 谷 武夫	西津軽郡深浦町大字 岩崎字丸山三七	平成二十八年 二月二十 九日午前十 一時	青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 A会議室

- 二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令
- 三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第五十二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	住 所	期 日	場 所
氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 菊池 源 悦	西津軽郡深浦町大字 岩崎字玉坂三八	平成二十八 年二月二十 九日午後一 時	青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 A会議室

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一の一

青森県告示第五十三号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年二月二十九日から同年三月十一日まで

備考

一 漁業種類 手繰第一種漁業

二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域

三 操業期間 平成二十八年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成二十九年三月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をとする船舶の隻数の最高限度 五隻

青森県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年二月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道三沢十和田線	三沢市大町二丁目三の三九二から三沢市大町二丁目三二の四まで	平成二六・二五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西店

青森市大字石江字三好七一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 浅野雅晴

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項		大規模小売店舗の設置に関する事項		大規模小売店舗の設置に関する事項		大規模小売店舗の設置に関する事項		大規模小売店舗の設置に関する事項		区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項

四 届出年月日
 平成二十八年一月八日
 五 届出書及び添付書類の縦覧
 1 場所
 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
 2 期間
 平成二十八年一月二十五日から同年五月二十五日まで
 3 時間
 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 六 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
 1 提出期限
 平成二十八年五月二十五日
 2 提出先
 青森県商工労働部商工政策課
 3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由
 4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

ばきを行 うことが できる時 間帯	午前六時 から午後 九時 まで
----------------------------	--------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭